

|    |                     |                     |
|----|---------------------|---------------------|
| 改正 | 平成24年3月23日杉並第65053号 | 平成26年1月28日杉並第56022号 |
|    | 平成28年2月12日杉並第56909号 | 平成29年3月31日杉並第70149号 |
|    | 平成30年3月30日杉並第66288号 | 平成31年3月15日杉並第63235号 |

(目的)

第1 この基準は、工事発注案件において、契約内容に適合した履行、工事品質の確保を価格面から担保するため、杉並区競争入札実施要綱（平成14年4月1日杉政経発第137号）第5条に定める低入札調査基準価格及び最低制限価格（以下「最低制限価格等」という。）並びに杉並区低入札価格に関する調査規程（平成12年訓令甲第50号）第3条第2項に定める失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）の設定における方針を定めることを目的とする。

(基準額の算定方法)

第2 最低制限価格等の基準額の算定は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の積算内訳書から①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費、⑤ガス工事費、⑥発生材費等売却費を以下の式に当てはめ算出する。ただし、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

基準額 = (①×0.95 + ②×0.9 + ③×0.9 + ④×0.55 + ⑤ + ⑥) + 消費税及び地方消費税相当額

(2) (1)により算出した基準額が予定価格の10分の7を下回る場合は、予定価格の10分の7を基準額とする。

(3) (1)により算出した基準額が予定価格の10分の9から10分の7までの範囲の場合は、(1)により算出した額を基準額とする。

(4) (1)により算出した基準額が予定価格の10分の9を上回る場合は、予定価格10分の9を基準額とする。

(失格基準価格の算定方法)

第2の2 失格基準価格の算定は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の積算内訳書から①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費、⑤ガス工事費、⑥発生材費等売却費を以下の式にあてはめ算出する。ただし、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

基準額 = (①×0.8 + ②×0.75 + ③×0.65 + ④×0.35 + ⑤ + ⑥) + 消費税及び地方消費税相当額

(2) (1)により算出した失格基準価格が第2により算出した最低制限価格等を上回る場合は、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲で最低制限価格等を下回る額を定めるものとする。

(特例)

第3 杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第2条第2項に定める契約担当者は、昇降機設備工事のほか第2及び第2の2により算出することが適当でない判断した場合は、次により定めることができる。

(1) 最低制限価格等は、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲で適当な額

(2) 失格基準価格は、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲で最低制限価格等を下回る額（委任）

第4 この基準に定めるもののほか、この基準の運用に際し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この基準は平成21年6月17日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成24年3月23日杉並第65053号）

この基準は平成24年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成26年1月28日杉並第56022号）

この基準は平成26年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成28年2月12日杉並第56909号）

この基準は平成28年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成29年3月31日杉並第70149号）

この基準は、平成29年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成30年3月30日杉並第66288号）

この基準は、平成30年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。

附 則（平成31年3月15日杉並第63235号）

この基準は、平成31年4月1日発注公告及び指名案件から施行する。